

## 奈良県貨物運送事業燃料価格高騰対策支援金（第3弾）交付要綱

### （趣旨）

第1条 会長は、燃料の価格上昇の影響を受けた貨物自動車運送事業を営む県内の貨物自動車運送事業者の事業継続を支援するため、予算の範囲内において奈良県貨物運送事業燃料価格高騰対策支援金（第3弾）（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 貨物自動車運送事業 次のア又はイのいずれかの事業をいう。
  - ア 一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。）
  - イ 特定貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業をいう。）
- (2) 貨物自動車運送事業者 県内で貨物自動車運送事業を営む法人又は個人事業主をいう。
- (3) 当初支援金 会長が奈良県貨物運送事業燃料価格高騰対策支援金交付要綱（令和4年7月19日施行）の規定に基づき交付した支援金をいう。
- (4) 追加支援金 会長が奈良県貨物運送事業燃料価格高騰対策支援金交付要綱（令和4年12月19日施行）の規定に基づき交付した支援金をいう。

### （交付対象者）

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、県内に営業所を有する運送事業者で、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 令和5年11月1日以前（以下「交付基準日」という。）から、貨物自動車運送事業を営んでいること。
- (2) 交付申請日時点において、貨物自動車運送事業に必要な許可又は認可を全て有し、県内で貨物自動車運送事業を継続していること。
- (3) 交付申請後及び交付決定後においても、県内で貨物自動車運送事業を継続する意思があると認められること。
- (4) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (5) 県税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員、及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

- (7) 国または地方公共団体による燃料価格上昇の影響を受ける貨物自動車運送事業者への支援を目的とした他の補助金等（当初支援金及び追加支援金を除く。）の交付を令和5年度に受けている者でないこと。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、普通自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条別表第1に規定する普通自動車をいう。）1台につき3万5千円、小型自動車（同規則第2条別表第1に規定する小型自動車をいう。）1台につき1万5千円とする。

2 前項の交付対象車両は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 事業用自動車（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第4条第1項第2号に規定する事業用自動車をいう。）であること。
- (2) 自動車登録番号標（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条第1項に規定する自動車登録番号標をいう。）の運輸支局、自動車検査登録事務所又は地域名を標示する文字が奈良又は飛鳥である車両であること。
- (3) 交付対象者が営む貨物自動車運送事業の用に供するため、交付基準日時点において、当該交付対象事業者が所有又は自動車リース事業者とのリース契約若しくは自動車ディーラー事業者との割賦契約等に基づき使用している車両であり、かつ、交付申請日時点においても、所有又は使用している車両であること。
- (4) 被けん引自動車（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第2項に規定する被けん引自動車をいう。）でないこと。

3 本要綱に基づく支援金の交付は、1事業者につき1回に限るものとする。

（交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、別表1に定める書類を会長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、令和5年12月11日までにを行うものとする。

（交付決定等）

第6条 会長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 会長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、奈良県貨物運送事業燃料価格高騰対策支援金（第3弾）交付決定通知書（第3号様式）により交付すべき支援金の額を通知し、支援金を申請者に交付するものとする。

- 3 会長は、第1項の規定により支援金を交付しないことを決定したときは、奈良県貨物運送事業燃料価格高騰対策支援金（第3弾）交付申請却下通知書（第4号様式）により、その旨及び理由を申請者に通知するものとする。
- 4 会長は、第1項の審査にあたり、交付申請に係る交付対象車両その他の確認のため、交付申請者に対し、必要な報告を求めることができるものとする。
- 5 支援金は、口座振込により交付する。

（交付決定の取り消し等）

第7条 会長は、支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号の要件のいずれかに該当しないことが判明したとき。
  - (2) 第5条別表1に定める交付申請書兼請求書又は添付書類の内容に、事実と異なることが判明したとき。
  - (3) この要綱の規定に違反したとき。
  - (4) その他会長が不適切と認めたとき。
- 2 会長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金の全部又は一部が交付されているときは、当該交付を受けた者（以下「交付受給者」という。）に対し、適当な期限を定めてその返還を命じるものとする。

（報告及び検査）

第8条 会長は、支援金の交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、交付決定者又は交付受給者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査を行うことができるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和5年10月20日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

交付申請書類		備考
(1)	奈良県貨物運送事業燃料価格高騰対策支援金 (第 3 弾) 交付申請書兼請求書 (第 1 号様式)	
(2)	交付対象車両一覧 (第 2 号様式)	
(3)	交付対象車両全ての自動車検査証 (令和 4 年 12 月以前に取得したもの) 又は自動車検査証記録事項 (令和 5 年 1 月以降に取得したもの) の写し (有効期間の満了する日が令和 5 年 11 月 1 日以降のものに限る。)	
(4)	県税の納税証明書の写し (交付申請日より 3 か月以内に取得されたものに限る。)	
(5)	預金通帳の写し等、支援金振込先の口座に関する情報 (金融機関名、口座番号、名義人等) が分かる書類	
(6)	法人の履歴事項全部証明書の写し (交付申請日より 3 か月以内に取得されたものに限る。)(法人のみ)	
(7)	申請者の身分証明書 (運転免許証 (両面) やマイナンバーカード (表面) ) や住民票その他これらに準ずるものとして会長が認める書類のいずれかの写し (住民票は、交付申請日より 3 か月以内に取得されたものに限る。)(個人事業主のみ)	
(8)	第 2 条ア又はイに掲げる事業に係る国土交通大臣の許可書その他これらに準ずるものとして会長が認める書類のいずれかの写し	当初支援金又は追加支援金を受給した者で、当該交付申請時に提出した左記書類より変更がない場合は添付不要。
(9)	前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類	